

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）抄
(第六条関係(平成二十年四月一日施行))

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第二章 被保険者（第七条 第十四条の二）</p> <p>（被保険者に対する情報の提供）</p> <p><u>第十四条の二</u> 社会保険庁長官は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるとこにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第二章 被保険者（第七条 第十四条）</p>